

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例第6条第3項の規定による号給の決定 に関する審査請求の報告について

1 審査請求人

臨時講師（臨時的任用職員）

2 審査請求年月日

令和6年8月15日

3 審査請求の内容

- ・ 滋賀県教育委員会（処分庁）がした、給与を高等学校等教育職1級95号給から1級87号給に減ずる公権力の行使（処分）は全部不服であるから、審査請求をする。
- ・ 「審査請求人に給すべき給与の額は、令和6年5月1日の時点において高等学校等教育職1級95号給であることを確認する。」との裁決等を求める。

4 事案の概要

令和6年4月1日 滋賀県立 高等学校の臨時講師として採用

辞令には次のとおり記載

「滋賀県公立学校講師（臨時）を命ずる

高等学校等教育職1級95号給を給する

滋賀県立 高等学校勤務を命ずる」

5月1日 滋賀県立 高等学校を退職

5月21日 審査請求人が学校へ赴いて給与支給明細書を受け取り、表級号給が1級95号給から1級87号給に引き下げられていること、4月分給与の差額が5月分給与から差し引かれていることを認識

8月15日 滋賀県知事に対し審査請求

9月17日 教職員課から訂正後の辞令を審査請求人あて送付

9月27日 審査請求人から主張の追加書面が提出

12月25日 裁決（却下）

5 裁決の内容

却下

6 裁決年月日

令和6年12月25日

7 却下の理由

地方公務員法第29条の2第1項の規定により、臨時的任用職員である審査請求人には行政不服審査法の規定が適用されず、本件審査請求は不適法であるため。

◎滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）

（初任給、昇格等の基準）

第6条 省略

2 省略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

4～7 省略

◎地方自治法（昭和22年法律第67号）

第206条 普通地方公共団体の長以外の機関がした第203条から第204条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、第203条から第204条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

◎地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（適用除外）

第29条の2 次に掲げる職員及びこれに対する処分については、第27条第2項、第28条第1項から第3項まで、第49条第1項及び第2項並びに行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定を適用しない。

一 条件附採用期間中の職員

二 臨時的に任用された職員

2 省略

◎行政不服審査法（平成26年法律第68号）

（目的等）

第1条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(処分についての審査請求)

第2条 行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

(審査請求をすべき行政庁)

第4条 審査請求は、法律(条例に基づく処分については、条例)に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- 一 処分庁等(処分をした行政庁(以下「処分庁」という。)又は不作為に係る行政庁(以下「不作為庁」という。)をいう。以下同じ。)に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等
- 二 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長
- 三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合(前2号に掲げる場合を除く。) 当該主任の大臣
- 四 前3号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

(処分についての審査請求の却下又は棄却)

第45条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

- 2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
- 3 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。